

## 千葉県障害児者住宅改修費支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、在宅の重度障害児者に対し段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を支給することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第1条の2 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）の例によるものとする。

### (支給対象者)

第2条 支給の対象は、本市に住所を有する在宅の障害者及び障害児の保護者であって、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害程度等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取換えについては、上肢障害2級以上の者）とする。

2 前項に規定するもののほか、難病患者等については下肢又は体幹機能に障害のある者とする。

### (住宅改修の範囲)

第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げるものとし、その基準額は千葉県障害者日常生活用具費支給等事業実施要綱（平成元年4月1日施行）に定める額とする。

(1) 手すりの取付け

(2) 床段差の解消

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

(4) 引き戸等への扉の取換え

(5) 洋式便器等への便器の取換え

(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修  
(支給の申請)

第4条 住宅改修費の支給を希望する対象者若しくは障害児の場合は保護者(以下「申請者」という。)は、住宅改修費支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 改修工事見積書

(2) 改修内容を明らかにする平面図(工事図面)

(3) 改修工事前の状況を明らかにする写真

(4) 支給対象者が属する世帯の当該年度(4月から6月までの間に申請する場合にあっては、前年度分)の市区町村民税額を証明するもの、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する場合は生活保護受給証明書、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により生活支援給付金を受給している世帯に属する場合は受給を確認できる書類。

(5) 難病患者等については診断書(様式第1号の2)

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請について審査し、適当と認めるときは、住宅改修費支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、住宅改修費支給券(様式第3号)を申請者に交付し、不適当と認めるときは、住宅改修費支給却下決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、支給対象者の身体的状況、経済的状況、家庭環境及び住宅環境等を実地に調査し住宅改修費支給事業調査書(様式第5号)を作成して行うものとする。

なお、難病患者等については、住宅改修費支給事業調査書(様式第5号の2)についても作成するものとする。

3 第1項の規定による支給の決定は、支給対象者の属する世帯について、原則として1回とする。

4 難病患者等日常生活用具給付事業による給付の決定を受けた者については、第1項の規定による支給の決定を受けたものとみなす。

(支給額)

第6条 前条第1項の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に、住宅改修費の100分の90に相当する額を支給するものとする。ただし住宅改修費が、千葉県障害者日常生活用具費支給等事業実施要綱別表に定める基準額を超えるときは基準額の100分の90に相当する額を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、100分の10に相当する額が、施行令第43条の3の規定を準用して得た額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、住宅改修費（住宅改修費が基準額を超えるときは基準額）から負担上限月額を控除して得た額を支給するものとする。

(住宅改修費の支給)

第7条 支給決定者は住宅改修費支給券に領収書等、住宅改修費の支払額を証する書類を添付して、市長に住宅改修費の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、住宅改修費を支給決定者に支給するものとする。

(代理受領)

第8条 住宅改修費の支給は、原則として前条の規定によるが、支給決定者の利便を考慮し、代理受領方式によることができるものとする。

2 代理受領は、支給決定者が業者に委任して行うものとする。

3 支給決定者は、業者に、あらかじめ住宅改修費支給券を引き渡すとともに、第6条第1項及び第2項の規定により発生する、住宅改修費と支給額との差額を支払うものとする。

4 市長は、業者の請求に基づき、第6条第1項及び第2項の規定により支給する額を当該業者に支払うものとする。

5 前項の請求は、第3項の規定により引き渡された住宅改修費支給券を添付して行うものとする。

(改修後の管理等)

第9条 住宅改修費の支給を受けた者は、当該支給の目的に反して使用してはならないものとする。

2 前項に違反した場合には、市長は、当該支給額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費支給事業の実施に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製さ

れた用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。